

## 東広島市外の一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市外において発生した一般廃棄物を市内に所在する一般廃棄物処理施設へ搬入しようとする市町村又は一部事務組合等（以下「排出自治体」という。）に対して、事前協議に関する必要な事項を定めることにより、市の一般廃棄物処理計画との調和を確保するとともに一般廃棄物の適正処理を促進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の定めるところによる。

### (事前協議)

第3条 排出自治体が市内に一般廃棄物を搬入しようとするときは、一般廃棄物搬入（新規・継続）事前協議書（別記様式第1号、以下「事前協議書」という。）を市長に提出し、事前に協議を行わなければならない。

2 事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法に規定する一般廃棄物処理実施計画
- (2) 搬入する一般廃棄物に関する事業計画（一般廃棄物の性状、排出計画、収集運搬計画、搬入経路、処分計画等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 協議終了後、事前協議書の記載事項に変更が生じたときは、一般廃棄物搬入変更協議書（別記様式第2号）を市長に提出し、協議を行わなければならない。

### (事前協議の審査基準)

第4条 市長は、前条の規定による事前協議があったときは、次に掲げる基準により、審査を行うものとする。

- (1) 排出自治体の一般廃棄物を市内に所在する一般廃棄物処理施設へ搬入することが必要であると客観的に認められること。
- (2) 市の一般廃棄物処理計画に適合していること。
- (3) 市内の生活環境の保全上、支障を生じないことが判断できること。

### (事前協議の回答)

第5条 市長は、前条の基準により審査を行い、適当と認める場合には、速やかに事前協議のあった排出自治体の長に対し、一般廃棄物搬入承諾通知書（以下「通知書」という。）（別記様式第3号）を交付するものとする。

2 通知書の有効期間は、1年以内とし、かつ、地方自治法第208条第1項に規定する会計年度の範囲内とする。

(一般廃棄物搬入の実績報告)

第6条 排出自治体は、搬入終了後、30日以内に一般廃棄物搬入実績報告書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。